

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 1 年 8 月 26 日

経理責任者
独立行政法人
国立病院機構函館病院
院長 加藤 元 嗣

1 事業内容

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構函館病院における自動販売機（清涼飲料水等）の
設置・運営事業

(2) 運営内容

受託者は、指定する国立病院機構函館病院建物の一部を有償で借り受け、函館病院と協議
のうえ運営に必要な設備整備等を行い、入院患者、外来患者及び職員等のための自動販売機
の運営全般を実施する。

(3) 貸付（運営）期間

令和 1 年 10 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日（3 年）までとする。なお、本貸付契約は
「定期建物賃貸借契約」を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し
更新はしない。

(4) 入札方法

第一交渉権者の決定については、最高価格方式をもって行うので、

- ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、
運搬費等に要する一切の諸経費を含め、入札金額を見積もるものとする。
- ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当
する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であ
るか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額
を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第 5 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得て
いる者は、同条中、特別な理由に該当する。

(2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第 6 条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」若しくは「役務の提供等」で 開札までに A、B 又は C の等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者である こと。

なお、当該競争参加資格については、平成 27 年 3 月 25 日付け号外政府調達第 56 号の
官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けて
いる。

(4) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第 4 条の規定に基づき、経理責任者が定める 資格を有する者であること。

- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

3 入札及び契約状況を示す場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒041-8512

北海道函館市川原町18番16号

独立行政法人国立病院機構函館病院 事務部企画課 業務班長 齊藤

TEL 0138-51-6281 内線252

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

(1) の交付場所にて交付する。

- (3) 入札書の受領期限

① 提出期限

令和1年9月18日(水) 12時00分まで

- (4) 開札の日時及び場所

令和1年9月19日(木) 11時00分

独立行政法人国立病院機構函館病院 会議室

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納品できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、虚偽の内容記載等の入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 関連情報を入手するための窓口 上記3(1)に同じ

- (7) 契約の相手方の決定方法

本公告に示した物品を納入できると経理責任者が判断できる資料を添付して入札書を提出した入札者であって、独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。

その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約単価を決定する。ただし、交渉が不調となり又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

- (8) 詳細は入札説明書による。